

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：  
継続プロセス

2019年2月22日（於：パリ）

（仮訳）

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策の基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、資金洗浄・テロ資金供与対策に重大な欠陥を有し、かつそれらに対処するためのアクションプランをFATFとともに策定した国・地域として、以下を特定する。これらの国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対処するとのハイレベルの政治的コミットメントを書面で提出している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域の特定を継続していく。

FATF及びFSRB（FATF型地域体）は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対処に関する進捗報告を継続する。FATFは、これらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期間内でのアクションプランの履行を要請する。FATFは、これらのアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを懇請する。

重大な欠陥を有する国
バハマ
ボツワナ
カンボジア
エチオピア
ガーナ
パキスタン
セルビア
スリランカ
シリア
トリニダード・トバゴ
チュニジア
イエメン

各国の状況については、原文参照。

[https://www.mof.go.jp/international\\_policy/convention/fatf/fatfhoudou\\_190312\\_3.pdf](https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatfhoudou_190312_3.pdf)

（ 以 上 ）